

## 狭山市学校運営協議会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 狭山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画並びに保護者及び地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くよう努めるものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長、当該学校に在籍する児童又は生徒の保護者及び当該対象学校の所在する地域の住民の意見を聴くものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定により協議会を置くときは、対象学校を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

### (学校運営に関する基本的な方針の承認)

第3条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1) 教育目標及び学校経営方針に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、校長の求めに応じて、対象学校の運営について協議を必要とする事項

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

### (意見の申出)

第4条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条第1項に規定する協議の設置の目的を踏まえ、対象学校の職員

の採用その他の任用に関する事項（特定の個人に係る事項を除く。）について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項に規定する県費負担教職員であるときは、教育委員会を経由するものとする。

- 3 協議会は、前2項の規定により埼玉県教育委員会又は教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

（評価）

第5条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

（住民の参画の促進等のための情報提供）

第6条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

- 2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（1）対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者等の理解を深めること。

（2）対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

（組織）

第7条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

（1）対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

（2）対象学校の所在する地域の住民

（3）対象学校の運営に資する活動を行う者

（4）対象学校の教職員

（5）学識経験者

（6）関係行政機関の職員

（7）前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

- 3 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の規定による委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

- 4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(委員の服務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に規定するもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員の職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるような行為

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用する行為

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に支障を来すような行為

(任期)

第9条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、対象学校の校長の意見を聴取した上で委員の互選により定める。ただし、対象学校の校長及び教職員を会長又は副会長に定めることはできない。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、毎年度3回以上開くものとし、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第12条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議録の作成)

第13条 会長は、会議録を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

(会議の公開)

第14条 会議は、公開とする。ただし、第4条第2項に規定する対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修等)

第15条 教育委員会は、委員に対し、協議会及び委員の役割及び責任について正しい理解を得るために必要な研修等の機会を提供するものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、協議会に対し、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意の形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、委員から辞任の申出があった場合のほか、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該委員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務を遂行することができないと認められる場合

(2) 第8条の規定に違反した場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、解任に相当する事由が認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、当該委員に対し、その理由を示さなければならない。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。